



## 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会開催 ～厚労省、概要を示す～

◆7月8日、厚労省社会・援護局福祉基盤課は、全国の担当者を集めて標記説明会を開催しました。同説明会では、6月20日付で発出された6本の事務連絡を中心に概要説明が行われたもよう、配布資料はすでに厚労省HPに掲載されています。会員の皆様にはすでにお知らせしておりますが、標記説明会の名称で検索していただければ、すべての資料がダウンロードできます。同資料の中では社会福祉法人の定款例（案）のほか、社会福祉充実残額を算出する際の控除対象財産の考え方や今後の政省令、通知の発出予定なども示されておりますので、ぜひ一度ご覧ください。

今後まもなく、全社会福祉法人においてこの定款例に基づいた定款変更申請が開始されますが、これまで「定款準則」として示されていたものは「定款例」とされているため、法人によって定款の内容が一律でなくなることが想定されます。また評議員会や理事会についても、書面表決や決議の省略など、これまでとは異なる取扱いに留意する必要があります。

- 社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について  
(経営組織の見直しについて)
- 社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について
- 社会福祉法人における評議員の員数の経過措置に係る  
一定の事業規模について
- 社会福祉法人制度改革における理事等の解任について
- 社会福祉法人制度改革における  
社会福祉法人定款例（案）について
- 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」  
に関するFAQについて

### 処遇改善加算をとらない理由を調査 ～社保審介護給付費分科会～

◆6月15日、社会保障審議会介護給付費分科会が開かれ、2015年度の介護報酬改定で新設された処遇改善加算を申請しない事業者が多いという状況の中で、同加算を取得するのが困難である理由などについて、2016年度に行う「介護従事者処遇状況等調査」において、詳しく尋ねることになりました。同調査は、処遇改善加算でどれだけ給与が上がったかを調べて、次回の介護報酬改定の基礎資料とするもので、2015年度調査では、同加算で介護職員の月給が12,310円増加していた一方で、加算自体を取得していない事業所が1割あったことに関する調査を実施します。

調査対象は特別養護老人ホーム、訪問介護事業所など約10,000所、2016年10月に実施しのうえ、2017年3月に結果を公表する予定です。

子育て制度における処遇改善等加算は、対象施設の職員であれば、非常勤職員でも調理員でも支給対象とできますが（法人役員を兼ねる職員を除く）、介護保険における同加算は対象職員が直接介護職員に限定されており、子育て分野とは異なる制度になっていることも大きな要因となっているようです。（参考：福祉新聞）

#### 政省令・関係通知

#### 発出予定

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(仮称)	28年10月
社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(仮称)	28年10月
社会福祉法人の認可について(局長通知)	28年10月
社会福祉法人の認可について(課長通知)	28年10月
社会福祉法人会計基準関係通知	28年10月
社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	28年10月
社会福祉法人指導監査要綱の制定について	29年3月

### 平均経常増減差額比率マイナス ～都内の特養の決算状況～

◆東京都社協の高齢者福祉施設協議会は、都内の特別養護老人ホームの平成27年度決算の情報を集計した結果、平均の経常増減差額比率は▲0.11%（前年度▲0.13%）であったことを公表しました。また、都単独補助金である「経営支援補助金」を加えると同比率は2.18%となり、都補助金の必要性が改めて浮き彫りになった形です。

調査は今年6月、同協議会の特養分科会に加入している450施設を対象に行われ、回収率は81%でした。平成23年以来、特養の内部留保額が過大であるとの社会的批判が大きくなる中、注目すべき結果と言えます。調査結果によると、都補助金の有無が経常増減差額比率に与える影響が大きく、同協議会は「減額された介護報酬部分を加算で穴埋めしている状況がうかがえる」と分析しています。また人件費率（派遣職員費含む）が61%以上の施設は9割近くを占め、人材派遣会社への紹介料などが増加した施設は、全体の4割に及んでいます。

同協議会では、次の介護報酬改定について「都市部を含めた特養の経営実態を十分把握した上で改善されることを求める」としています。（参考：福祉新聞）

区分	集計施設数	経常増減差額比率
全体	299	▲0.11%
地域区分	1級地	▲0.91%
	2級地	▲1.34%
	3級地	+0.60%
	4級地	+0.74%
	5級地	+1.95%
	6級地	+3.97%
	7級地	+0.04%
	その他	▲22.34%